

地方独立行政法人桑名市総合医療センター第3期中期計画の一部改正について

令和4年度の診療報酬改定に伴い、初診時選定療養費が現行の5,500円から改定後の7,700円に変更することから、桑名市総合医療センター第3期中期計画第8第1項第4号を以下の通り改めたい。

「他の病院又は診療所からの文書による紹介なしに受診した患者（緊急その他やむをえない事情がある場合を除く。）の初診に係る加算料（保険外併用療養費）」を1件につき「6,000円以下で理事長が定める額」から「8,000円以下で理事長が定める額」に変更する。

参 考

(改正のあらまし)

地方独立行政法人桑名市総合医療センターの中期計画を一部変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

対照表

改正前			改正後		
中期計画第8条第1項第4号					
種類	単位	金額			
他の病院又は診療所からの文書による紹介なしに受診した患者（緊急その他やむをえない事情がある場合を除く。）の初診に係る加算料（保険外併用療養費）	1件につき	<u>6,000円</u> 以下で理事長が定める額			<u>8,000円</u>